

長野市一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 法的根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）
第 6 条第 1 項に基づき、策定する法定計画
現計画が令和 4 年 3 月に満了となることから、新たな長野市一般廃棄物
処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、長野市廃棄物
減量等推進審議会へ諮問し、意見を求めるもの

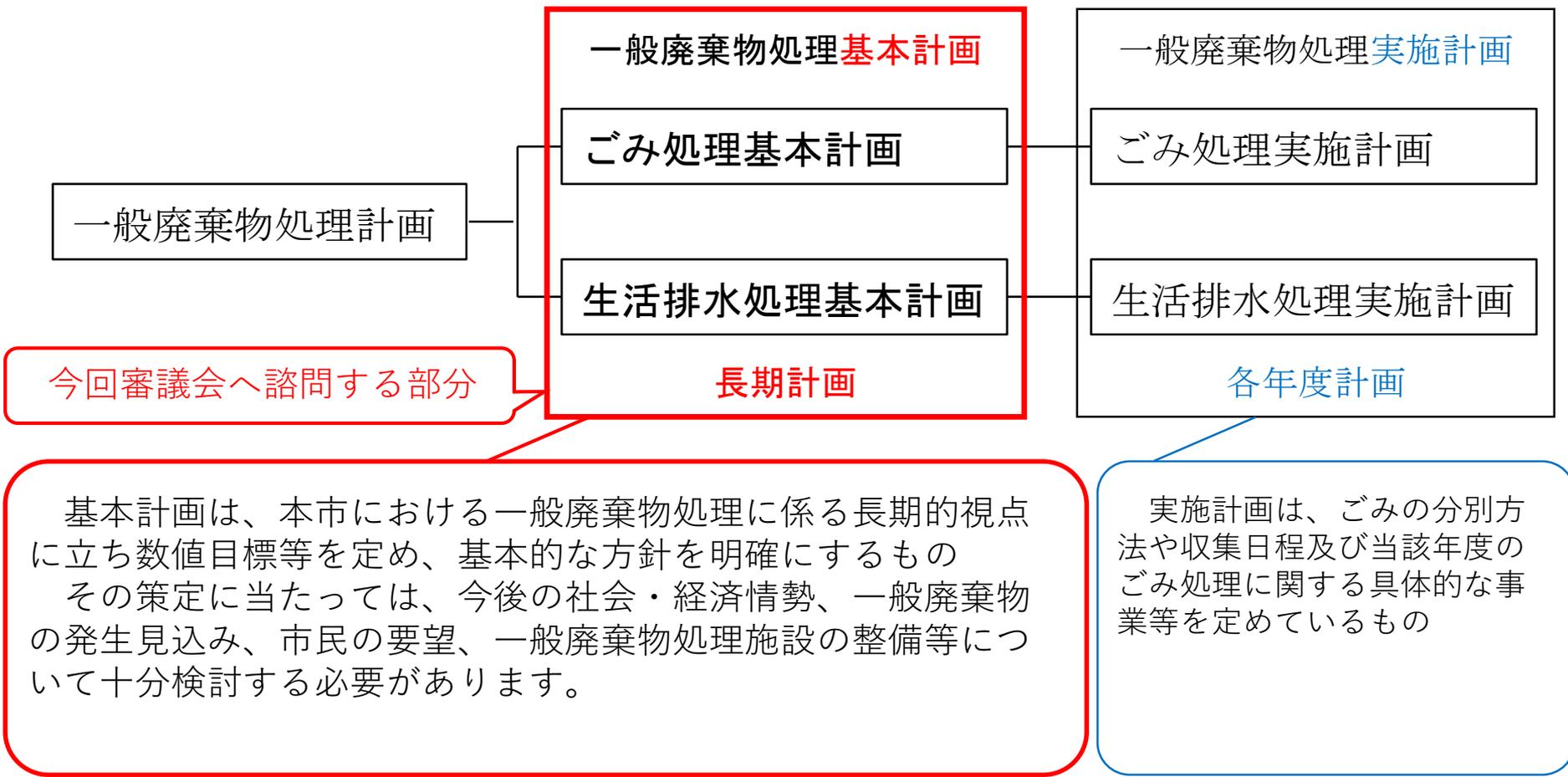
2 計画策定のポイント

- ・長野広域連合ごみ処理施設が完成することを見据えた計画の策定
- ・長野市食品ロス削減推進計画を基本計画の中に位置付け
- ・国循環型社会形成推進基本計画(H30.6)やプラスチック資源循環戦略(R1.5)、県廃棄物処理計画(R2改定、R3施行)、市総合計画等(R4～)との整合性
- ・SDGsの推進

3 計画の構成

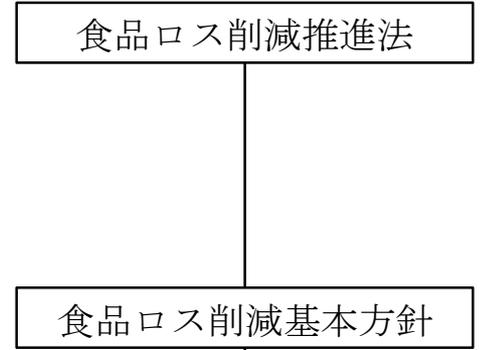
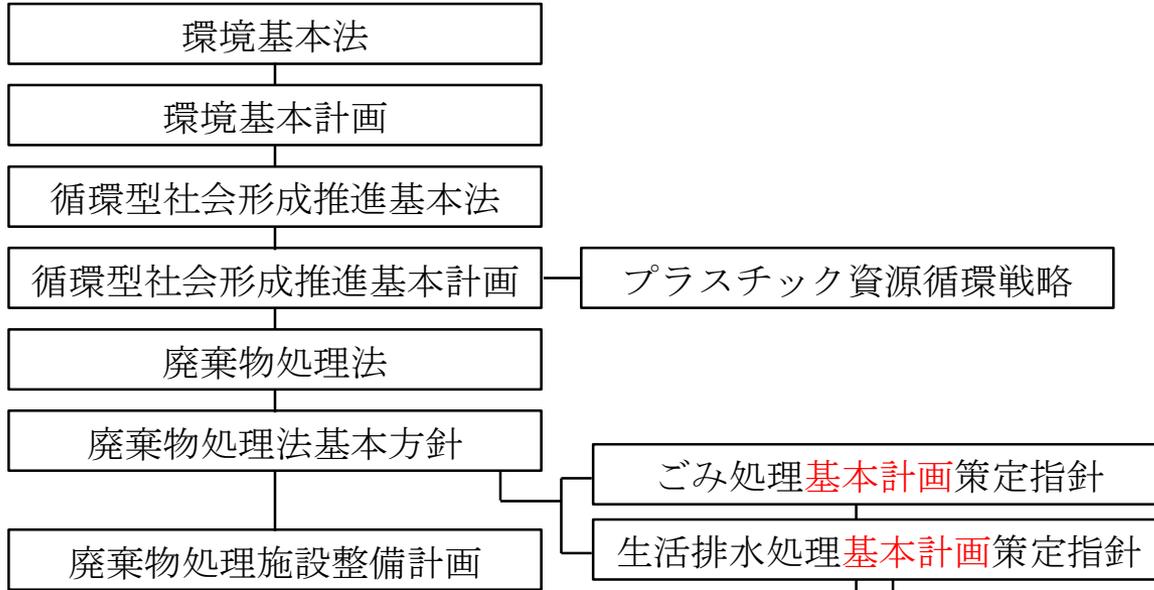
一般廃棄物の処理に関する計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める一般廃棄物処理基本計画と基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄物処理実施計画から構成されます。

また、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されます。

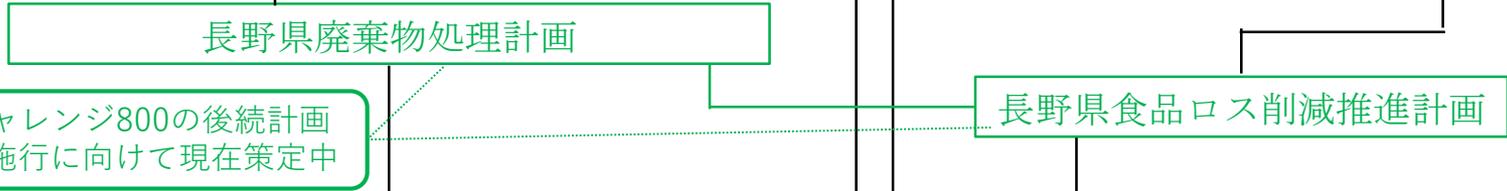


4 計画の位置付け 他の計画との関係

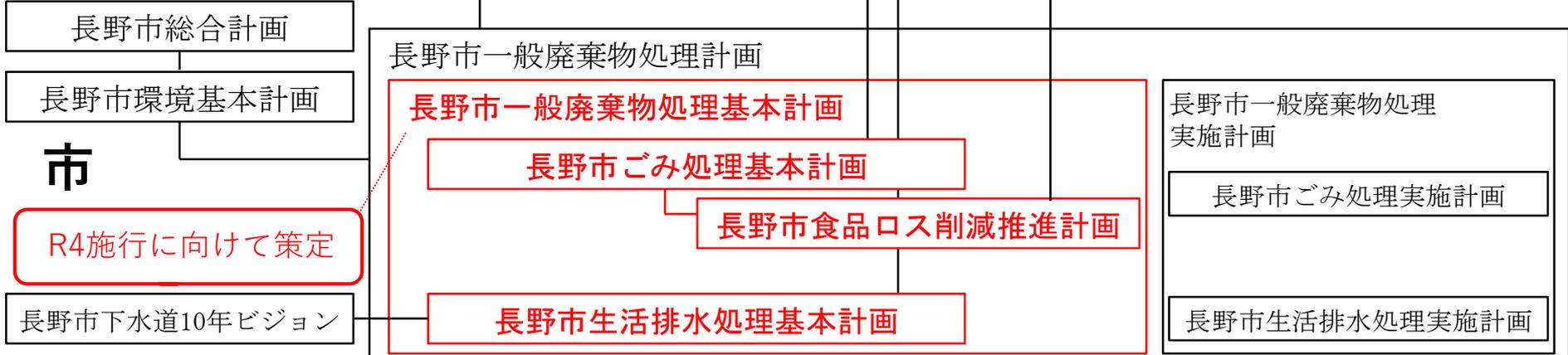
国



県



市

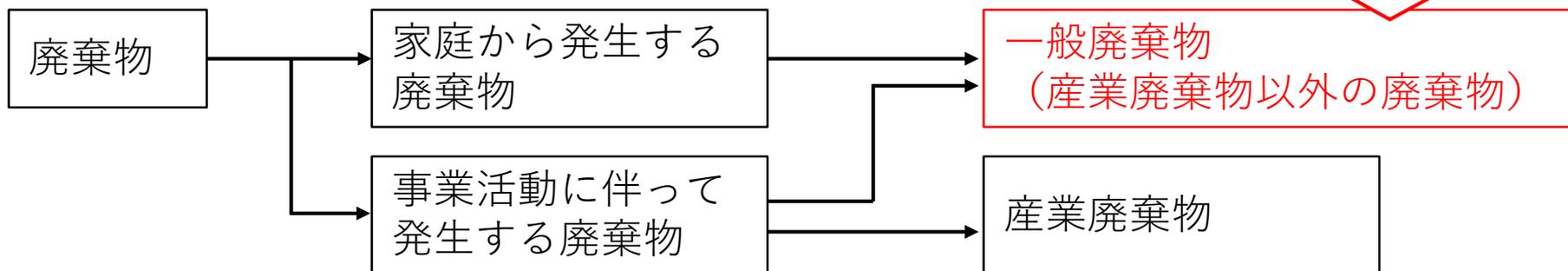


5 基本計画の概要

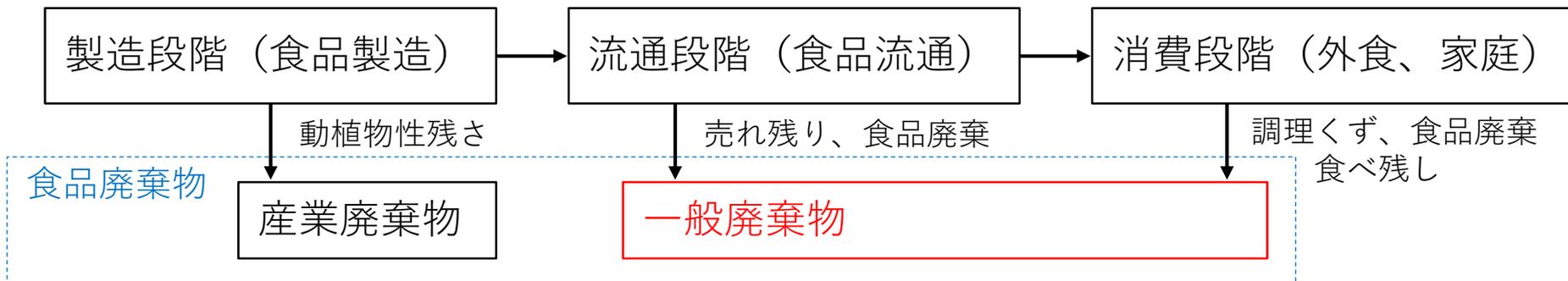
市町村は、一般廃棄物の処理に関して統括的な処理責任を有しています。

- ・対象地域 市内全区域
- ・対象となる廃棄物 長野市で発生する全ての一般廃棄物
- ・計画期間 令和4年度から令和8年度まで（5年間）

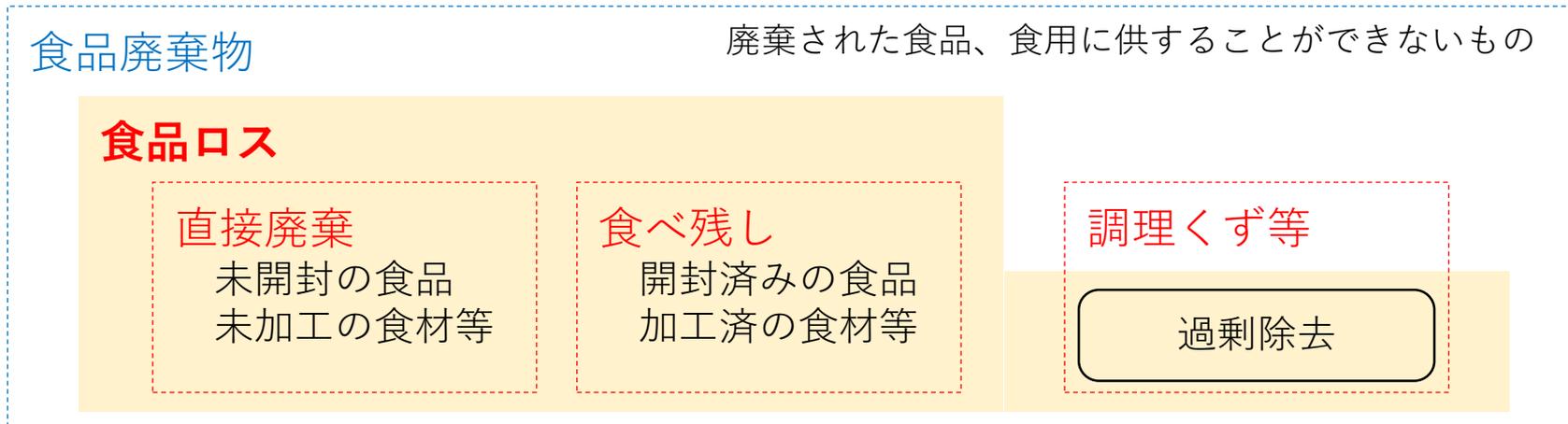
【参考】廃棄物の体系図（県計画より）



【参考】食品廃棄物の範囲（環境省HPより）



【参考】食品ロスの範囲（県計画より）



6 基本計画の策定に当たり留意すべきポイント

・長野広域連合ごみ処理施設が完成することを見据えた計画の策定

本計画の策定期間中に長野広域連合が整備を進めている広域ごみ焼却施設（ながの環境エネルギーセンター（完成、稼働中）、**B焼却施設（千曲市、建設中）**）及び**最終処分場（須坂市、建設中）**が完成することから、これらを踏まえた計画を策定する必要があります。

・長野市食品ロス削減推進計画を基本計画の中に位置付け

令和2年3月に国において**食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針**（以下「食品ロス削減基本方針」と言う。）が示されたことを踏まえ、本市では基本計画の中に食品ロス削減推進計画を位置付け、食品ロスの削減に関する取組を推進します。

・ごみ処理の現状等（その他留意する点）

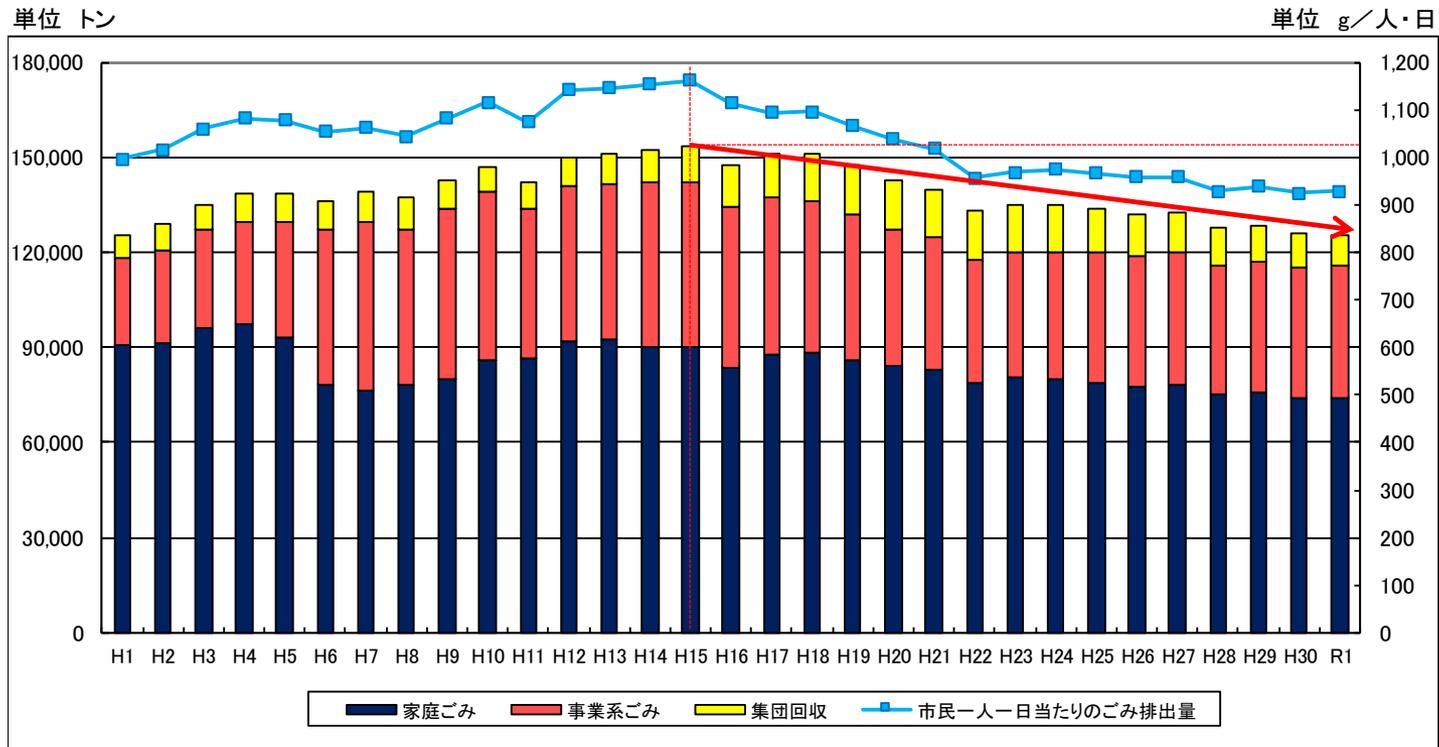
① ごみは減少傾向にある

ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量は、平成15年度をピークに減少傾向にあります。

家庭ごみ量は、平成21年10月に開始した可燃・不燃ごみ処理手数料の有料化以降顕著に減少しています。

事業系ごみ量は、近年横ばいです。景気の動向を受けながら、平成22年度まで減少し、その後増加傾向に転じていません。

ごみ総量と市民一人一日当たりの排出量



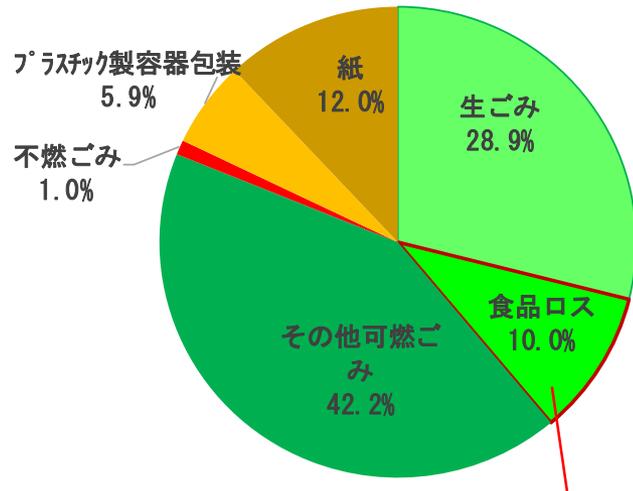
* 合併町村のごみ量は含まない

② 家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合は10%未満

家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合は、平成29年度～令和元年度平均で7.5%、平成28年度～平成30年度平均で10%となっています。

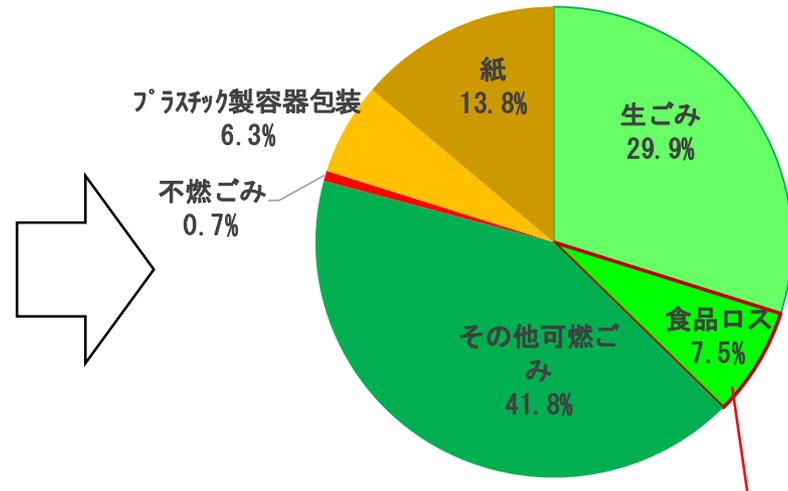
食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしていることから、本市においても整合性を図った指標を設定する必要があります。

平成28～30年度家庭系可燃ごみの組成



平成30年度の家庭系食品ロスの量
38.5グラム/人・日

平成29～令和元年度家庭系可燃ごみの組成



令和元年度の家庭系食品ロスの量
28.7グラム/人・日

③ プラスチック廃棄物への対応

プラスチック資源循環戦略では、可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオプラスチックが使用されるよう取組を進めるとの記載があることから、国や県の動向を踏まえ対応します。

7 策定スケジュール（予定）

年度	令和2年度						令和3年度																		
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4					
審議会	11/20 第1回 基本計画 の策定に ついて (諮問)						R3.2 第2回 計画の章 立て、法 体系、ご み処理の 現状につ いて						R3.5 第3回 課題整理、 数値目標 について			R3.8 第4回 計画の基 本方針、 施策につ いて			R3.10 第5回 パブリッ クコメン トの実施 について			R4.1 第6回 基本計画 の策定に ついて (答申)			計 画 策 定 ・ 公 表
							ごみ処理 手数料の 見直しに ついて (諮問)						ごみ処理 手数料見 直し審議			ごみ処理 手数料の 見直しに ついて (答申)			委員改選						
市民																R3.10~11 パブコメ									

* 審議会等の回数は、基本計画策定の諮問後の開催回数